【資料 3-3】

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和２年７月１日

農林水産大臣公表

（一部変更：令和３年３月 31 日）

目次

前文 3
第１章　基本方針 3
　第１　基本方針 3
第２章　発生予防対策 3
　第１節　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 6
　　第２－１　平時からの取組 6
　　第２－２　発生に備えた体制の構築・強化 8
　第２節　浸潤状況調査及び野生いのしし対策 12
　　第３－１　浸潤状況を確認するための調査 12
　　第３－２　予防的ワクチン（法第６条第１項） 15
第３章　まん延防止対策 30
　第１節　豚等における対応 30
　　第４　異常豚の発見及び検査等の実施 30
　　第５　病性等の判定 39
　　第６　病性等判定時の措置 42
　　第７　発生農場等における防疫措置 46
　　第８　通行の制限又は遮断（法第 15 条） 53
　　第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条） 54
　　第 10　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条） 61
　　第 11　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２） 62
　　第 12　ウイルスの浸潤状況の確認等 63
　　第 13　緊急ワクチン（法第 31 条第１項） 71
　　第 14　家畜の再導入 74
　　第 15　発生の原因究明 77
　第２節　野生いのししにおける防疫対応 78
　　第 16　感染の疑いが生じた場合の対応等 78
　　第 17　病性の判定 78
　　第 18　病性判定時の措置 80
　　第 19　通行の制限又は遮断（法第 10 条及び法第 25 条の２第３項） 82
　　第 20　移動制限区域の設定（法第 32 条） 83
　　第 21　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条） 88
　　第 22　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２） 90
　　第 23　ウイルスの浸潤状況の確認等 92
　　第 24　経口ワクチンの散布 94
第４章　その他 95
　第 25　その他 95
【参考】 96
　豚熱の診断マニュアル 96
　豚の評価額の算定方法 106

※　留意事項

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項につ

いて（令和２年７月１日付け２消安第 1567 号農林水産省消費・安全局等通知。一部改正令和３年３月 31 日。）

前文

１　豚熱（ぶたねつ）は、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

２　我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成４年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成 18 年４月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成 19 年４月１日に国際獣疫事務局（以下「ＯＩＥ」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成 27 年には清浄国の認定を受けた。

３　しかし、平成 30 年９月９日、我が国において 26 年ぶり ~~26 年振り~~に豚熱が発生し、東海地方を中心に~~令和２年４月１日現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県及び沖縄県の~~豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで~~において 58 例の発生が~~確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年 10 月に ~~15 日、~~本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは~~、現在、一時停止中であるが、令和２年９月には失われる見込みである。~~令和２年９月に失われた。さらに、令和２年９月以降、群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県及び山梨県のワクチン接種農場の飼養豚において、豚熱の感染が確認されており、令和３年５月現在、13 県 68 例の発生が確認されている。

４　野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年８月８日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。

５　また、野生いのししの感染状況等を考慮し飼養豚等への感染リスクが高い地域を豚熱のワクチン接種推奨地域に指定しているが、接種地域においても一定の発生が継続して確認されている。ワクチンは適切に使用しても十分に免疫を獲得できない豚が一定数存在することが避けられず、感受性のある豚が豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐことができないことから、接種地域においても豚熱の豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、~~上述の中間取りまとめにおいても~~「豚熱接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策（提言）」（令和３年１月 15 日食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第 71 回牛豚等疾病小委員会第 14 回拡大豚熱疫学調査チーム検討会合同会議）でも豚熱の推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚熱のアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に

高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。

６　さらに、４の中間取りまとめでは、豚等から分離された豚熱ウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことからも、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

７　なお、本指針については、豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１章　基本方針

第１　基本方針

１　豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。

２　国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

３　豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

（１）農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の３の２第１項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

（２）都道府県は、平時から、豚等の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って~~発生時に備えた準備を行うことに加え、特に次のように飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して~~、豚熱の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。

~~①　豚等の所有者による飼養衛生管理基準の遵守状況を、法第 12 条の４に基づく定期の報告はもとより、その他の機会も活用し的確に把握する。~~

~~②　①の結果、従前の発生事案に係る疫学調査において指摘された項目等に照らして、遵守の状況に不十分な点があること等を確認した場合は、その改善又は是正のため、法第 12 条の５及び第 12 条の６に基づく豚等の所有者への指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施する。~~

~~③　②により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況を立入り等によって確認する。状況の確認によってもなお、不十分な点が確認される場合は、②により必要な措置を更に実施する。~~

~~④　②又は③により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況も含め、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ~~

~~報告する。なお、報告を受けた動物衛生課は、法第 12 条の7に基づき、報告を受けた事項について都道府県ごとに整理の上、農林水産省ウェブサイトに公表し、必要に応じて都道府県の実施した措置について検証を行う。~~

~~**【留意事項１】都道府県による指導及び助言、勧告、命令等**~~

~~１　家畜防疫員は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等の結果、家畜の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）の不遵守を確認した場合には、遅滞なく、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うことを文書にて指導する。~~

~~また、５に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。~~

~~２　家畜防疫員は、法第 12 条の５に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう指導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて指導及び助言する。また、５に定める期間経過後、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。~~

~~３　２により法第 12 条の５に基づく指導及び助言をした場合において、５に定める期間内に家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の６第１項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。~~

~~勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて勧告する。~~

~~また、５に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。~~

~~４　３の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の６第２項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。~~

~~また、当該期間経過後、速やかに、命令に係る措置がとられていることを確認すること。~~

~~５　１から４の場合の確認を行うまでの期間は、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されるために必要と客観的に認められる期間とする。~~

~~３及び４の場合の確認を行うまでの期間は、原則として２週間とし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、２週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間を定めることとする。~~

~~6　上記の場合の改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等その他都道府県知事が適切と認める方法による。また、３及び４の場合の改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等による。~~

（３）市町村及び関係団体は、都道府県の行う豚等の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。

（４）飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項1~~2~~】畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

１　家畜に関する事業者

家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、農協等

２　生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

３　１及び２に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

４　発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第 12 の１に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第 58 条から第 60 条の２までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第 60 条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

（１）農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第６の２の（１）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。

（２）都道府県は、（１）の防疫方針並びに事前に策定した動員計画及び調達計画に

即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第 12 の１に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。

（３）市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

５　また、豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確に豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししの豚熱対策に万全を期す。

（１）国は、野生いのししにおける豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。

（２）都道府県は、（１）の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。

（３）市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

６　なお、国は、あらかじめ定めた４の（１）の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第３条の２第２項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第２章　発生予防対策

第１節　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第２－１　平時からの取組

１　農林水産省の取組

（１）諸外国やＯＩＥ等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。

（２）豚熱の特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者、関係団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。

（３）空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残

さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。

（４）食品残さを介した豚熱ウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。

（５）各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

~~（６）定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。~~

２　都道府県の取組

（１）豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努める。

（２~~１~~）１の（１）により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。

（３）飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、飼養衛生管理指導等計画に沿って指導等を行う。

（４~~２~~）外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。

（５~~３~~）農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜が集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。

（６~~４~~）第９の１の（１）又は第 20 の１の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

~~（５）発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）及びこれを操縦する者等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、発生時に円滑かつ的確に防疫作業が実施できるよう、可能な限り、資材や特殊自動車及びこれを操縦する者の調達等に関する防疫協定の締結を進める。~~

~~（６）豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。~~

~~① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。~~

~~② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。~~

~~③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。なお、当該調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する。~~

~~④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。~~

（７）豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

【留意事項２~~３~~】畜産物を含む食品残さの適切な処理

肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さを給与する場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理をし、飼養衛生管理基準に基づき取り扱う。

（８）近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

（９）都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

３　市町村及び関係団体の取組

（１）１及び２に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。

（２）豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

４　関連事業者の取組

（１）消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。

（２）１から３までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第２－２　発生に備えた体制の構築・強化

１　農林水産省の取組

（１）発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリスト

アップを行う。~~また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。~~

（２）感染拡大の防止のためにワクチン接種の実施が必要となったときに備え、十分な量のワクチンの確保が図られるよう必要な措置を講ずる。

（３）発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。

（４）定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

２　都道府県の取組

~~（１）豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。~~

（１）発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画を事前に策定するとともに、必要となる防疫資材の調達計画を事前に策定し、消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

①　家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員、畜産・農業関係以外の団体及び豚熱の対象家畜以外の家畜飼養者の動員を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。

②　都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

③　常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行うとともに、豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

④　衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

（２）発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。

（３）豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、

周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民への説明を行う。

② 市町村その他の関係機関、関係団体及び協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。

③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、可能な限り、防疫協定の締結を進める。また、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。

④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民への説明を行う。

（４）大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項３】大規模所有者の対応計画の策定

都道府県は、大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

１ 防疫措置中の農場内の動線図
２ 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
３ 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
４ 家畜の死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民への説明）

（5 ~~2~~）発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項４】野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時か

ら、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等の関係部局を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

（6 ~~3~~）発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る~~とともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める~~。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

（7 ~~4~~）発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。

~~（５）近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。~~

~~（６）都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。~~

（５）飼養豚等及び野生いのししにおける浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見するための検査体制を整備する。

３　市町村及び関係団体の取組

（１）１及び２に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。

（２）豚等の所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

４　関連事業者の取組

（１）消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。

（２）１から３までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第２節　浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第３－１　浸潤状況を確認するための調査

１　臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年１回、法第 51 条第１項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、豚熱には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により第４の２の（３）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

２　抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で５%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

【留意事項５】抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第４条第１項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

１　調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。

２　95%の信頼度で５%の感染を摘発できる数については、次に掲げる表により年間の抽出戸数を決定する。

都道府県内農場戸数	抽出戸数
１～18 戸	全戸
19～25 戸	19 戸
26～34 戸	26 戸
35～49 戸	35 戸
50～100 戸	45 戸
101 戸以上	55 戸

３　採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、１施設当たり少なくとも 30 頭（各豚舎から少なくとも５頭）を無作為に抽出する。ただし、30 頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

４　採血する際は、後日、採血した個体が識別できるように、当該豚等をスプレーでマークする等の措置を講じる。

【留意事項６】種豚の抗体保有状況調査

種豚の抗体保有状況調査において、種畜検査が実施される豚については、当該種畜検査で実施された抗体検査の結果に代えても差し支えない。

３　病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の抗原検査を実施する。

【留意事項７】病性鑑定材料を用いた調査における豚熱の検査方法

豚等の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は以下のとおりとし、実施に当たっては、別紙１「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

１　抗原検査

遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~、蛍光抗体法及びウイルス分離

２　血清抗体検査

エライザ法又は中和試験

４　野生いのししの調査（法第５条第３項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

【留意事項８】死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

【留意事項９】現地で採材する場合に携行する用具

野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具等については、「ＣＳＦ・ＡＳＦ対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参照する。

【留意事項 10】野生いのししの豚熱の検査に用いる検体及び方法【修正予定】

原則として、捕獲された野生いのししの場合は血清、死亡した野生いのししの場合は血清（血液を採取できた場合に限る。）、扁桃、脾臓又は腎臓を用いて遺伝子検出

検査（ＰＣＲ検査又はリアルタイムＰＣＲ検査）を実施すること。また、血液が採取できた場合は、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙１「豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

リアルタイムＰＣＲ検査はＰＣＲ検査に比べ、感度が十分ではないことが確認されているため、当面、豚等の検査には用いず、野生いのししの調査に限って使用すること。なお、リアルタイムＰＣＲ検査の産物では、制限酵素処理による判定ができないことから、野生いのししにおける初発事例においては、ＰＣＲ検査及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）で実施する遺伝子解析により確定診断を行うこと。また、リアルタイムＰＣＲ検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、ＰＣＲ検査を実施すること。

５　調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、１から４までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

６　１から４までの調査等を行う調査員の遵守事項

（１）１から３までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

①　農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

②　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

③　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第５の１の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

（２）４の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。

②　入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。

③　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

【留意事項11】野生いのししを検査する場合の関係者への指導に関する事項

都道府県は、野生いのししを確保した者等が直接家畜保健衛生所に搬入する場合等にあっては、野生いのししに病原体が含まれている可能性があることを踏まえ、関係者に対し、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きに従って指導する。

第３－２　予防的ワクチン（法第６条第１項）

１　予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

（１）豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

　このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

（２）農林水産省は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、都道府県知事による法第６条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

（３）接種命令を実施する場合、都道府県知事は、接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）による接種（原則として初回接種を除く。）を行わせることができる。この場合において、知事認定獣医師が当該要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行わせるものとする。

（４）国及び都道府県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

【留意事項 12】知事認定獣医師の要件

　都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）に対して認定を行う。認定後は別記様式１により認定証を発行する。

１　適時性

　定期的に農場を巡回する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

２　適切性

（１）都道府県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。

（２）家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。

２　接種区域及びワクチン接種プログラム

（１）ワクチン接種推奨地域の設定

　農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、

豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

【留意事項13】ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、防疫指針第３－２の２の（１）のワクチン接種推奨地域を設定した場合は、関係する都道府県宛て別途通知する。また、防疫指針第３－２の３の（２）によりワクチン接種推奨地域の見直しを行った際も、同様とする。

（２）都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

① 接種区域（接種命令を実施する区域及び知事認定獣医師によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方
② 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期
③ 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み
④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保及び知事認定獣医師の活用を含む。）
⑤ 接種後の標識の方法
⑥ 接種農場の出荷先となると畜場
⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
⑧ 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制
⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

【留意事項14】都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式２－１及び２－２により作成する。また、当該プログラムは少なくとも半年ごとに更新する。

１　接種区域（接種命令を実施する区域及び知事認定獣医師によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

接種区域は、防疫指針第３－２のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するよう設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

２　接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

初回接種終了予定時期は、都道府県内の接種区域内の全ての農場で１回目の接種が終了する予定時期とする。

３　接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

ワクチン接種プログラムの開始年にあっては、プログラム開始時から年度末まで、それ以降の年は年度当初から年度末までの接種見込み頭数及び必要となるワクチンの数量を１か月ごとに見積もることとする。

４　接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保、知事認定獣医師の活用を含む。）

農場ごとの接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚等へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量及びその参考事項に従い計画的に実施するものとする。従事する家畜防疫員の人数については、都道府県内及び他都道府県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。知事認定獣医師の人数については、個人数又は組織数（所属獣医師数）を明示する。

また、知事認定獣医師の氏名又は名称、接種対象農場、接種対象頭数及び接種に必要なワクチン数量を確認する。

５　接種後の標識の方法

接種豚等については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から移動する際には、法第７条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 13 条に基づき（知事認定獣医師にあっては、同条の規定の例により）、英字の「Ｖ」を接種豚等の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。なお、接種区域以外の農場等で当該標識を付した豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚等の導入の経緯等を確認するともに、防疫指針第３－１の２の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として、当該豚等を監視対象として対応する。

６　接種農場の出荷先となると畜場

接種区域を定めるに当たっては、都道府県はあらかじめ、当該接種区域内における飼養頭数、飼養農場の豚等の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚等の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

７　ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

予防的ワクチン接種を行う都道府県は、都道府県の状況に応じたワクチン接種に係る正確な情報提供を行うこととし、生産者団体等へのワクチン接種に関する説明会

の実施、都道府県のウェブサイトの活用、パンフレットの作成・配付、都道府県の広報誌の活用等について明示する。また、生産者や獣医師に対し、説明会等を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について説明し、接種後に必要となる措置について明示する。また、知事認定獣医師がワクチン接種に必要な知識（技術的及び事務的な事項を含む。）を習得するための講習会の開催等について明示する。

８　接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

家畜防疫員等（家畜防疫員及び知事認定獣医師をいう。以下同じ。）がワクチン接種の際に確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の内容等について明示する。知事認定獣医師は、自らが行うワクチン接種の実施状況については、毎月家畜保健衛生所に報告すること、知事認定獣医師による適切な接種が行われない場合には法第６条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行うことを明示する。

９　その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

防疫指針第３－２の６の（１）のワクチン接種による免疫付与状況等の確認、その他講ずる措置について明示する。また、都道府県は、都道府県内の使用ワクチン数量及びワクチン接種農場の戸数を２か月ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告することについて明示する。

（３）ワクチン接種プログラムの確認

農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

（４）都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、（３）により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第６条第２項において準用する法第５条第２項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

② 都道府県知事は、①により接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における（１）の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。

（５）都道府県知事による法第 50 条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員又は知事認定獣医師にワクチン接種を行わせる場合には、法第 50 条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師に対して法第 50 条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る

条件を付す。

【留意事項 15】知事認定獣医師に対する法第 50 条に基づくワクチン使用許可の条件

１　都道府県知事は、知事認定獣医師に対して法第 50 条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、以下の条件を付すものとする。

（１）申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。

（２）使用予定期間を遵守すること。

（３）ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第７条の規定の例により標識を付すこと。

（４）ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明すること。

（５）ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に対して毎月報告すること。

２　都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、知事認定獣医師に対して必要に応じて法第 52 条に基づく報告を求める。

３　ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

（１）ワクチン接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内における豚熱の発生状況や豚熱感染いのししの確認状況等に応じ、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、随時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直す。

（２）都道府県による設定の見直し

都道府県は、（１）の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には２の（２）に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

【留意事項 16】接種推奨地域の見直し及び都道府県による接種区域の設定の見直し

都道府県による接種区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の一部に限られた場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

４　対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

【留意事項 17】高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動

物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚等のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚等が移動しないことを確認することとする。

１　施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立ち入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

（１）主な施設の要件

① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。

② 豚等を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。

③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整備されていること。

④ 豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。

⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。

⑥ シャワー室が整備されていること。

⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。

⑧ 糞尿処理施設（堆肥舎を含む。）が整備されていること。

⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。

⑩ 導入豚等の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。

⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

（２）主な飼養衛生管理等の要件

① 試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。

② 施設への入退場の手順、豚等を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（ＳＯＰ）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。

③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。

④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。

⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。

⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が他の豚等を飼養する施設に立ち入っていないこと。

⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域に直接侵入しないこと。

⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。

⑨ 豚等に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。

⑩　豚等の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚等や野生動物と接触しないことが確認されていること。

⑪　糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。

⑫　接種区域からの豚等の導入がされていないこと（接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

２　定期的な検査の要件

飼養されている豚等における豚熱ウイルスの感染の有無について定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

（１）検査方法

３か月に１回、臨床検査、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~及びエライザ検査を実施する。

（２）検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも 30 頭以上（ただし、各豚舎から５頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

３　確認事項

次のとおり、移動先の施設において厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する。

（１）移動先の施設が、試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。

（２）移動先の施設に豚等を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。

（３）移動先の施設で利用した豚等は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。

（４）焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

【留意事項 18】豚熱ワクチンの用法・用量について

豚熱ワクチンは用法・用量及びその参考事項に従い使用すること。

また、繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種、補強接種後は１年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触を避け、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

【留意事項 19】初回接種の例外について

１　ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

（１）と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づく厚生労働省の指導（「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和 47 年 6 月 20 日付け環乳第 52 号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知））に基づき、ワクチン接種日から 20 日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等

（２）哺乳豚（ただし、初回接種に限り、動物衛生課と協議の上、接種できるものとする。）

２　初回接種において接種除外の豚等が存在する農場の対応

初回接種において接種の対象外の豚等が存在する農場については、１の（１）の豚等については出荷が終了するまでの間、１の（２）の豚等についてはワクチンの接種が終了するまでの間、それぞれ接種区域外で野生いのししの陽性事例が確認された場合と同様に、報告徴求等の措置を継続する。

５　接種区域における遵守事項

（１）飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画、知事認定獣医師の活用の有無等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。

（２）ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下第３－２において「家畜防疫員等」という。）は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第７条に基づき（知事認定獣医師にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。知事認定獣医師によるワクチン接種を受けた豚等について豚等の所有者から請求があった場合には、都道府県知事は法第８条の規定の例により証明書を交付する。

【留意事項 20】ワクチン接種時の豚等の健康状態の確認等

１　家畜防疫員等は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し実施する。

２　家畜防疫員等は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立ち入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

（３）ワクチン等の管理

都道府県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録等を行う。

【留意事項21】ワクチン等の管理

家畜防疫員は、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンの容器を接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。開封済みワクチン等にあっては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。

知事認定獣医師にあっては、使用したワクチン数量の把握及び記録を確実に行うとともに、接種時に用いた資材及びワクチンの容器については適切に処理することが可能である場所に持ち帰り、消毒、焼却等により適切に処理を行う。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、知事認定獣医師からの報告等により、知事認定獣医師が使用したワクチン数量を確実に把握する。

（４）豚等の管理

接種農場は、（１）の届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録する。

【留意事項22】豚等の導入時の取扱い

接種農場において、非接種農場の豚等を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

（５）移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、（６）に定めるところにより実施する。

① 生きた豚等
② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）
③ 豚等の死体
④ 豚等の排せつ物等
⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

（６）移動の管理の方法

① 生きた豚等（と畜場への出荷を除く。）、精液、受精卵等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

【留意事項 23】接種区域内の豚等の移動

接種区域内において、他の農場へ飼養豚等を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚等の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。

ア 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと

イ 接種区域外の焼却施設等その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること

ウ 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が所在する都道府県により確認されていること

【留意事項 24】接種区域外への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動

1 接種区域外への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。

（1）豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒のための移動

① 豚等の死体については、豚熱の疑いがないものに限り移動を可能とし、豚熱を疑う症状を示した豚を確認した場合には、速やかに都道府県に連絡する。

② 移動前に、当該農場の豚等に異状がないか確認する。

③ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

⑤ 接種区域外の通行は、原則として、他の農場の付近の通行を避ける。

⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦ マニフェストについて、確実に保管する。

（2）接種区域外の焼却施設等その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。

① 運搬車両による処理対象物品の搬入の動線と、焼却等処理後の製品の搬出の動

線が交差しないように設定することとし、これが困難な場合には、搬出車両の消毒の徹底を行うこととする。

② 処理対象物品の置場を焼却等処理後の製品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

2 なお、堆肥の完熟処理等により 60℃、30 分以上の加熱処理等が行われた排せつ物等は、当該農場における交差汚染防止対策の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。

④ 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。

６ 接種農場の監視

（１）接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、接種農場について必要な検査を実施する。

【留意事項 25】接種農場の免疫付与状況等確認検査

１ 検査の目的及び実施体制

都道府県は、エライザ検査と中和試験の相関を把握の上、抽出によるエライザ検査によりワクチン接種農場における母豚の中和抗体価の推移を把握することで、肥育豚の接種適齢期を検討するとともに、適期での確実な接種を確認することを目的として、ワクチン接種後 40 日以上経過した個体を対象に、原則として、初回接種後概ね 40 日以上を経過した後に１回目、その後は６か月ごとに抗体検査（原則としてエライザ検査）を実施する。このほか、都道府県が発生の予防のために必要と認める場合は、追加で免疫付与状況に関する検査を行う。

また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合は、遺伝子検出検査~~遺伝子検査（ＰＣＲ検査）~~を実施する。

２ 検査対象及び検査方法等

検査対象とする農場の戸数は、各都道府県内のワクチン接種農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。かつ、肥育豚については一貫農場に限る。）を対象に、母豚及び肥育豚それぞれについて、下表を参考に選定する。各検査回の検査対象及び検査法については以下（１）～（３）のとおり実施する。家畜防疫員等は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、農場当たり少なくとも 30 頭

（原則として、各豚舎から５頭以上。以下本項において同じ。）を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。

（１）接種後１回目検査：母豚を飼養する全ての農場においてエライザ検査を行う。そのうち、下表に示す戸数の農場においては中和試験も併せて実施する。

（２）２回目検査：初回接種後の母豚から生産された肥育豚について、全ての農場においてエライザ検査を実施する。また、母豚を飼養する農場について、１回目の補強接種後 40 日以上経過した個体を対象に、下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査 を実施する。

（３）３回目検査以降：母豚及び肥育豚について、それぞれ下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査 を実施する。同一の農場において母豚及び肥育豚の検査を行う場合には、それぞれ少なくとも 30 頭を抽出する。

母集団	標本数
１～15 戸	全戸
16～20 戸	16 戸
21～40 戸	21 戸
41～100 戸	25 戸
101 戸以上	30 戸

３　免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて

過去の免疫付与状況調査の結果等を考慮し、免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。

（１）１の検査において、農場の抗体陽性率が 80%以上である場合は、群として十分に免疫付与されていると判断する。ただし、この際、抗体陽性率が 80%に満たない豚舎又は接種群（以下「豚舎群」という。）が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、原則として当該豚舎群全頭にワクチンの追加接種を行う。

（２）１の検査において、農場の抗体陽性率が 80%に満たない場合は、動物衛生課と協議の上、飼養豚等全頭の追加接種を行う又は詳細な免疫付与状況確認検査により抗体保有率が低い群を特定し、追加接種を行う。

（３）（１）及び（２）に示す追加接種を行う場合、肥育豚にあっては、と畜場への出荷時期を踏まえて追加接種を行う。

４　報告

都道府県は、当該検査を実施した場合は検査結果について、別記様式３により動物衛生課に報告する。

（２）接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県

に連絡を行い、必要な検査を受ける。

【留意事項 26】ワクチン接種豚等のと畜場又は他の農場への出荷の際の確認等

１　接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者による臨床症状の確認を行い、飼養豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに都道府県に連絡を行う。連絡を受けた都道府県は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行うとともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。

（１）血液検査（白血球数測定）

（２）遺伝子検出検査~~遺伝子検査（ＰＣＲ検査）~~

２　豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。

（１）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（２）荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

（３）車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。

（４）他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（５）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（６）移動経過を記録し、保管する。

７　と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、と畜場の所在する都道府県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみの理由をもって、接種豚等の搬入を拒んではならない。

（１）車両消毒設備が整備されていること

（２）生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること

（３）定期的に清掃・消毒が行われていること

（４）車両の出入り時の消毒が徹底されていること

（５）衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること

【留意事項 27】と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第３－２の７により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも半年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも半年に１回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

１　車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

２　生体受入れ施設の区別

生体受入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

３　定期的な清掃・消毒の実施

（１）原則として、ワクチン接種農場から搬入する車両が、ワクチン非接種農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないよう、作業者の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、５に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。

（２）接種豚等を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒を行う又は可能な限り非接種農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

４　車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入退場するワクチン接種農場から搬入する車両はもとより、ワクチン非接種農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めた全ての車両について、入場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に車両の消毒を徹底すること。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

５　衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、１から４の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場の管理者等が確認し、記録を行うこと。

６　その他

（１）車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。
（２）接種区域からの豚の受入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図ること。

８　接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合におけるまん延防止措置については、第３章により実施することを基本とするが、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、第９の１及び第 20 の１による制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

【留意事項 28】接種区域において豚熱が発生した場合の制限区域の設定について

接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、防疫指針第９の１及び第 20 の１で設定する制限区域の範囲内に非接種区域が含まれる場合には、当該非接種区域に対して設定する。

９　ワクチン接種の終了

都道府県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのしし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなった都道府県は、ワクチン接種を終了するものとする。

10　接種実績の報告

都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第 12 条の２に基づき農林水産省に報告する。

【留意事項 29】ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第 12 条の２に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、２か月ごとにとりまとめ、別記様式４により翌奇数月 10 日までに動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

１　都道府県内のワクチンの数量

都道府県による購入数量並びに家畜防疫員等による使用数量、接種数量及び廃棄数量。

２　ワクチン接種農場の戸数

家畜防疫員等による接種戸数及び接種頭数の内訳。

11　ワクチンに関する研究等

農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・検討を進める。

第３章　まん延防止対策

第１節　豚等における対応

第４　異常豚の発見及び検査等の実施

１　豚等の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項 30】異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家畜の所有者、獣医師等から、臨床検査により第４の２の（３）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式５により、動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項 31】家畜防疫員が現地に携行する用具

１　農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等

２　臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に３の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等

３　病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット）、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等

４　連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等

５　消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、消毒噴霧器等

６　その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラースプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

【留意事項 32】都道府県が行う指導に関する事項

１　豚等の所有者から届出があった場合

（１）豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
（２）当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
（３）農場の出入口を原則１か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
（４）農場外に物を搬出しないこと。また、豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
（５）異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物等、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

２　獣医師から届出があった場合

（１）原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、１の（１）から（５）までの豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
（２）家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
（３）帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服を洗浄し、入浴して身体を十分に洗うこと。
（４）異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
（５）豚熱と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から７日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

３　家畜市場から届出があった場合

（１）豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
（２）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
（３）従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下（４）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
（４）従業員等及び（１）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
（５）異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの指導を行うこと。
（６）異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は

疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（７）異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。

（８）豚熱と判明した場合には、市場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

４　と畜場から届出があった場合

（１）異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。

（２）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。

（３）従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（４）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

（４）従業員等及び（１）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

（５）異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの指導を行うこと。

（６）異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（７）豚熱と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

２　都道府県による臨床検査

（１）家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

（２）家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症

状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

（３）都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

② 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね１週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

ア 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎（目やに）

エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん

オ 削痩、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね１週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（１万個/μｌ 未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

【留意事項 33】死亡の理由が豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね１週間程度）は、死亡豚等の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

３ 農場等における措置

（１）都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、２の農場の豚

等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

① 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。

② 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚熱及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、脾臓及び腎臓を必ず含める。）を採材する。

③ 法第 32 条第１項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた豚等

イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等

ウ 豚等の死体

エ 豚等の排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

④ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

⑤ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

⑥ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径３㎞以内の区域の農場について、③に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

（２）都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 28 日間の次の疫学情報を収集し、第５の２の（２）の疑似患畜及び第 12 の１の（２）の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

① 豚等の移動履歴

② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

ア 獣医師及び家畜人工授精師

イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等

③ 堆肥の出荷先

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ 給与飼料の情報

【留意事項 34】抗原検査に供する検体の採材

防疫指針第４の３の（１）の②の検体のうち抗原検査に供する採材については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

１ 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養されている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。

２　病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

３　ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。

４　採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。

５　採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。

６　採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

【留意事項 35】異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式６により動物衛生課宛てに報告する。

４　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５の（１）の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

（１）当該農場における畜舎等の配置の把握

（２）周辺農場における豚等の飼養状況の整理

（３）第２－２の２の（１）により事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

（４）患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）

（５）消毒ポイントの設置場所の選定

（６）当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

【留意事項 36】陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、順次、速やかに動物衛生課にファ

クシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

５　都道府県による家畜保健衛生所での検査

（１）都道府県は、家畜保健衛生所で豚熱ウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

①　血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

②　抗原検査（ウイルス分離、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~及び蛍光抗体法）

③　血清抗体検査（エライザ法）

④　血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）

（２）都道府県は、（１）の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

【留意事項 37】病性鑑定

家畜保健衛生所における病性鑑定の実施に当たっては、別紙１「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

【留意事項 38】検体の送付

動物衛生研究部門に検体を送付する際には、規則第 56 条の 25 に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し、必ず病性鑑定依頼書（別記様式７）の写しを添付すること。なお、病性鑑定依頼書の原本は別途郵送する。

６　浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第３－１の１から３までの調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

なお、第３－１の４の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第 16 の措置を講ずる。

（１）第３－１の１の臨床検査で異状が確認された場合

３から５までの措置を講ずる。

（２）第３－１の２の抗体保有状況調査で陽性が確認された場合

①　エライザ法により陽性が確認された場合

引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び（３）において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、３の（１）の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同（１）の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、４の

準備を進める。さらに、５の（１）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の（２）により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

② 中和試験により陽性が確認された場合

家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して３の（１）の③から⑤までの措置を行うことを指示し、４の準備を進める。さらに、５の（１）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の（２）により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

【調整中】

【留意事項 39】浸潤状況を確認するための調査におけるおいてエライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された農場の移動自粛を解除するための要件

防疫指針第３－１の２の抗体保有状況調査において、エライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された場合、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床症状、疫学情報、陽性となった個体の分布状況（特定畜舎での偏在等）等を確認するとともに、抗体保有状況調査の対象個体の全頭について、防疫指針第４の５の（１）の①の血液検査及び②の遺伝子検出検査を実施する。立入検査において豚熱を疑う状況が確認されず、血液検査で全ての個体に白血球減少（白血球数１万以下）が認められず、遺伝子検出検査で全ての個体の陰性が確認された段階で、防疫指針第４の３の（１）の③に掲げるものの移動自粛及び④の立入制限を解除する。

なお、エライザ検査で陽性となった個体について引き続き中和試験を実施するとともに、当該農場については１週間の経過観察を実施する。

（３）第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して３の（１）の③から⑤までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の（１）の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の（２）により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。

また、第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、（２）の①又は②の措置を実施する。

【調整中】

【留意事項 40】病性鑑定材料を用いた調査におけるおいて遺伝子検出検査で陽性が確認された場合にワクチン由来と判断するための要件

ワクチン接種農場について、防疫指針第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認された場合、動物衛生課は、以下の要件を満たしていることが確認できる場合、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、豚熱ワクチンに由来するものと判断する。

１　第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査であり、当該農場において特定症状が確認されないこと。

２　病性鑑定対象の死亡豚について、以下を満たすこと。

（１）ワクチン接種からおおむね 30 日以内に死亡した個体であること

（２）遺伝子検出検査の結果、臓器のみが陽性であり、血清では陰性が確認されること

（３）エライザ検査で陽性であること

３　同居する豚等について、以下を満たすこと。

（１）血液検査の結果、白血球数が１万個/μｌ以上であること

（２）血清を用いた遺伝子検出検査で陰性であること

（３）エライザ検査で陽性であること

７　動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、５の（２）及び第 12 の３の（１）により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

８　その他

（１）都道府県は、１の異常豚の届出を受けた場合、第３－１の１の臨床検査で異常豚を確認した場合、又は第３－１の３の病性鑑定において豚熱を否定できない所見が確認された場合等には、同様の症状を示すアフリカ豚熱の検査を行うため、動物衛生課と協議の上、豚熱の検査結果を待たず、直ちにアフリカ豚熱の診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、アフリカ豚熱でないと判定されるまで、３の（１）の③から⑤までの措置を継続する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、都道府県は、必要に応じ、５の（１）の②のウイルス分離（６の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議の上、検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

（２）１から７まで及び８の（１）の措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、２及び３に準じた措置を講ずる。なお、当該豚等が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷

された豚等であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、２及び３に準じた措置を講ずる。

【留意事項4139】アフリカ豚熱の診断のための動物衛生課との協議

アフリカ豚熱の診断のための検体の送付に当たっては、以下の点について確認した上で、動物衛生課とあらかじめ協議する。ただし、アフリカ豚熱はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議に当たっては、動物衛生課が下記１及び２以外の疫学情報を確認する場合がある。

１　家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聴取りにより、豚等に発熱、元気消失、食欲不振等が見られ、これが群内で拡がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。

２　家畜防疫員による解剖検査で、アフリカ豚熱の特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められるかどうか。

３　血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

【留意事項4240】アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法

アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法については、規則第 56 条の 25 に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し、必ず病性鑑定依頼書（別記様式７）の写しを添付すること。なお、病性鑑定依頼書の原本は別途郵送する。

１　臓器材料が得られる場合の保存方法

（１）材料：扁桃、脾臓、腎臓

（２）材料の保存：スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。

２　血液が得られる場合の保存方法

（１）材料：血清、抗凝固剤加血液

（２）材料の保存：材料血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。

第５　病性等の判定

農林水産省は、第４の５の（２）又は第４の６の（２）及び（３）の結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の１及び２により病性等の判定を行うも

のとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

１　病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

（１）異常豚の通報があった場合

第４の２の臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の（１）の検査の結果並びに第４の７の動物衛生研究部門が行う遺伝性解析をはじめとした検査（以下「遺伝子解析等検査」という。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、

①　②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに２の判定に移行する。

②　第９の１の（１）の移動制限区域内で豚熱の発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに２の判定に移行する。

（２）浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

①　第３－１の１の臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査（特に体温測定）、第４の６の（１）により行う第４の５の（１）の検査及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、２の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、（１）の①の手続に従う。

②　第３－１の２の抗体保有状況調査で陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、第４の６の（２）の①又は②により行う臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の（１）の①及び②の検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、２の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、（１）の①の手続に従う。

③　第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、

ア　当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、当該抗原検査、第４の６の（３）により行う臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の（１）の検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、２の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、（１）の①の手続に従う。

イ　当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、②の手続に従う。

④　第３－１の４の野生いのししの調査において陽性が確認された場合には、第17の病性の判定に移行する。

２　患畜及び疑似患畜

農林水産省は、１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛

生課から都道府県畜産主務課に通知する。

（１）患畜

① ウイルス分離により、豚熱ウイルスが分離された豚等

② 遺伝子検査（遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~及び遺伝子解析）により豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

③ 第９の１の（１）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚熱ウイルス抗原が検出された豚等

④ 第９の１の（１）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）に同居する豚等であって、このうち、特定症状が確認され、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

⑤ 初発農場（第９の１の（１）の移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする第９の１の（１）の移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る第 12 の１の疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における（２）の①の疑似患畜

（２）疑似患畜

① 初発農場において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又は遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~によりペスチウイルス抗原が検出された豚等

② 患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等

③ 発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

④ 第 12 の１の（１）の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って 10 日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑤ 第 12 の１の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 10 日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等

⑥ 第 12 の１の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 21 日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて

人工授精を行った豚等

【留意事項4341】病性等判定日を起算点とする日数の数え方

病性等判定日当日は、不算入とする。

【留意事項4442】ワクチン株が確認された豚等の病性判定について

防疫指針第４の５の（１）に掲げる抗原検査を実施した豚等が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚等は患畜又は疑似患畜と判定しない。

第６　病性等判定時の措置

１　関係者への連絡

（１）都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

① 当該豚等の所有者
② 当該都道府県内の市町村
③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
⑤ 近隣の都道府県

【留意事項4543】野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径 10km 以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局、市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししから豚熱ウイルスが検出された場合又は豚熱ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

（２）（１）の場合、都道府県は、当該農場から半径３km 以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

（３）（２）により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、

漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

（４）都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第４の４の（６）に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

（１）農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（２）農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①　（１）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

②　（１）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

③　と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④　小委に設置する疫学調査チーム

（３）都道府県は、（１）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（４）都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

（５）農林水産省から派遣された（２）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、（１）の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

（６）都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。

（７）農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

（８）農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項4644】都道府県対策本部

１　都道府県対策本部の設置

都道府県は、２の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

２　組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

・総　務　班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整も含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。

・情　報　班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。

・病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入検査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。

・防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。

・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。

・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。

・評　価　班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。

・記　録　班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症豚等の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。

・疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家畜の特定のための調査を実施する。

・原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。また、野生動物における感染確認検査等の対応を行う。

・庶　務　班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。

・保　健　班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

３　報道機関への公表等

（１）第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

（２）（１）による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。

（３）（１）による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

（４）防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

（５）報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

①　プライバシーの保護に十分配慮すること。

②　発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 4745】報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式８により行うこと。

【留意事項 4846】報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第６の３の（５）の事項について協力を求めること。

４　防疫措置に必要な人員の確保

（１）都道府県は、第２－２の２の（１）に基づき事前に策定した動員計画及び第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画~~に関する計画~~を策定し~~立て~~、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良

センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお人員が不足する場合には、自衛隊への協力要請を検討する。

（２）都道府県は、（１）により策定した具体的な防疫計画に基づいて 農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。~~当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。~~

【留意事項 4947】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

１　豚熱の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。

２　防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにすること。

３　都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。

４　都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお人員が不足し、関係機関~~（自衛隊を含む。）~~に協力を要請する場合、動物衛生課と協議するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。

５　都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

第７　発生農場等における防疫措置

１　と殺（法第 16 条）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

（２）発生農場等への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

（３）都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１㎞ 以内の区域に位置する農場（第 12 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場農

~~場外~~への病原体拡散防止措置を行う。~~また、発生農場の周囲１㎞以内の区域に位置する農場（第 12 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲へ消石灰の散布等を行う。~~なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

（４）患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（３）の発生農場における措置が完了してから目安として 24 時間以内にと殺を完了する。

（５）臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

（６）畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

② 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

（７）と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

（８）都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

（９）都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

（10）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

【留意事項 5048】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

１　都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。

２　家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚熱の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の３の規定に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。

３　都道府県は、~~複数の~~大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第５の２の患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付け

を実施すること。

４　現地の総括責任者は、と殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。

５　感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、１豚舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

【留意事項 5149】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

１　入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。

２　退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。

３　都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。

４　帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

５　防疫措置に従事した日から７日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日間まで短縮できるものとする。

６　都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

【留意事項 5250】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式９により作成すること。

【留意事項 53】防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲１km 以内の区域に位置する農場（防疫第 12 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）における消石灰の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。

２　死体の処理（法第 21 条）

（１）患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、１の（３）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

（２）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① 当該死体を十分に消毒する。

② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑥ 移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑨ 移動経過を記録し、保管する。

（３）埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（２）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（２）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（１）の場所に行う。

（４）焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口か

ら死体投入場所までの経路を消毒する。

④　焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

（５）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

【留意事項 5451】24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項 50 の優先順位付けに基づき実施すること。

３　汚染物品の処理（法第 23 条）

（１）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

①　精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

②　豚等の排せつ物等

③　敷料

④　飼料

⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（２）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した

後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑤ 移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦ 移動経過を記録し、保管する。

（３）焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

（４）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

【留意事項 5552】汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第７の３の（１）の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

１ 焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点

２ 豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

３ スラリー、尿及び汚水の場合、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5%添加し、撹拌後、30 分以上経過した時点

４ 畜舎等の消毒（法第 25 条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

【留意事項 5653】と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第７の１から４までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけるとと殺についても検討すること。

また、防疫指針第７の４に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、１回以上実施すること。

５　畜舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

６　豚等の評価

（１）豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

（２）評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

（３）豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

（４）農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項 5754】豚等の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、別紙２により行う。

第８　通行の制限又は遮断（法第 15 条）

１　都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、豚熱の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

２　法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

３　家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第５条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

１　制限区域の設定

（１）移動制限区域

①　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞ 以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。（２）及び５の（６）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第１節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第４の３の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３㎞ を超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（２）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径 10㎞ 以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（１）の②の場合には、移動制限区域の外縁から７㎞ 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（３）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１㎞ 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

②　当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（４）制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②　制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

（５）豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

（６）制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

【留意事項 5855】制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

１　法第 52 条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無

（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

（３）死産した子豚（出生した子豚）の頭数

（４）分娩した子豚（出生した子豚）の頭数

（５）異常産した母豚の頭数

（６）農場から出荷した豚等の頭数

（７）農場に導入した豚等の頭数

（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

２　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

３　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

４　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

５　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

６　死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

７　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

８　鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）について、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

２　制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１㎞ まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から７㎞ 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

３　制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（１）移動制限区域

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後 17 日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで 17 日以上要すると考えられる場合は、30 日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第 12 の２の（２）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

（２）搬出制限区域

（１）の①で行う第 12 の２の（２）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

【留意事項 5956】制限区域の解除に係る動物衛生課との協議

分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた豚等

（２）移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（３）豚等の死体

（４）豚等の排せつ物等

（５）敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

５　制限の対象外

（１）移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

①　次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア　当該農場について、第 12 の２の（１）の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ　出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~又は蛍光抗体法により陰性が確認されていること。

②　豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

ア　と畜をする当日に移動させる。

イ　移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

オ　車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク　移動経過を記録し、保管する。

【留意事項 6057】と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~、蛍光抗体法の検体数

１　出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用し

ないルートを設定すること。）を家畜保健衛生所に提出すること。

２　出荷前日、所有者等は、過去１週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）及び出荷前日の出荷豚の健康状態を確認し、体温を測定すること。また、出荷日から遡って３日以内に出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出して遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し、当該結果を家畜保健衛生所に提出、出荷許可を得ること。なお、検査の実施にあたっては、別紙１「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

３　出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い、健康状態を記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。

４　農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。

５　出荷豚を載せた車両は、防疫指針第９の１の（１）の移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受けること。

（２）搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項 6~~158~~】搬出制限区域内で飼養される家畜を出荷する際の協議事項

都道府県畜産主務課は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の公衆衛生部局及び当該と畜場に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所及び出荷頭数）を提供すること。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状がなかった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示すること。

（３）制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで

出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（４）制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

【留意事項 6259】制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式 10 より作成する。

（５）制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、（４）の③の措置を講ずる。

（６）移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第 10　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

１　移動制限区域内の制限

（１）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

①　と畜場における豚等のと畜

②　家畜市場等の豚等を集合させる催物

③　豚等の放牧

（２）都道府県は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項 6360】家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

２　搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

３　と畜場の再開

（１）再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

①　車両消毒設備が整備されていること。

②　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

③　定期的に清掃・消毒をしていること。

④　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

⑤　（２）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（２）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

①　作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

②　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

③　豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

④　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

⑤　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、

搬入したその日のうちにと殺解体をすること。

⑥　搬入した豚等について、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

⑦　搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

⑧　豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項 6461】豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第 11　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２）

１　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径１㎞ の範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

（１）道路網の状況

（２）一般車両の通行量

（３）畜産関係車両の通行量

（４）山、河川等による地域の区分

３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

【留意事項 6562】車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

１　消毒ポイントによる消毒

（１）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（２）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

２　消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

（１）畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

（２）一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

３　消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

４　正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

【留意事項 66】発生農場周辺の消毒の徹底

発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、散水車等を活用して発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

第 12　ウイルスの浸潤状況の確認等

１　疫学調査

（１）疫学調査の実施方法

都道府県は、第４の３の（２）による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

（２）疫学関連家畜

（１）の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から 28 日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28 日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した豚等

② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

③ 第５の２の（２）の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

④ その他、病性等判定日から遡って 28 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚等や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

（３）疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、（２）で疫学関連家畜と判断されてから、（２）の検査で陰性が確認されるまで、法第 32 条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① 生きた豚等

② 採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

③ 豚等の死体

④ 豚等の排せつ物等

⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

（４）移動制限の対象外

（３）の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

【留意事項 6763】疫学調査に関する事項

１　都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他豚熱ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。

２　このため、都道府県は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。

３　都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。

４　農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第１項及び第 52 条第１項に基づき実施すること。報告徴求において、都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無
（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
（３）死産した子豚（出生した子豚）の頭数
（４）分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
（５）異常産した母豚の頭数
（６）農場から出荷した豚等の頭数
（７）農場に導入した豚等の頭数
（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

【留意事項 6864】疫学調査に関する実施項目

豚熱の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

１　調査対象

（１）発生農場
（２）発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

２　調査事項

（１）農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無、可能な範囲でねずみ等の生息状況等）
（２）気温、湿度、天候、風量・風向等

（３）家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
（４）所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
（５）豚等の放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
（６）野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
（７）畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等
（８）農作業用機械の共有の有無
（９）発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

【留意事項 6965】制限の対象外

１　と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ飼養豚等を移動させることができる。

（１）所有者は、原則１か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
（２）管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
（３）家畜保健衛生所は、（２）の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
（４）（３）で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~）を実施すること。また、必要に応じて、抗体検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。
（５）（３）で異状がなければ、所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
（６）また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

２　他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ飼養豚等を移動させることができる。

＜他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合＞

（１）所有者は、原則１か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
（２）原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は受入れ都道府県に確実に連絡すること。
（３）原則として、移動豚全頭について遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~で陰性が確認されて

いること。

（４）移動先の農場で、少なくとも 21 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

＜他農場へ精液及び受精卵を移動する場合＞

（１）保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）が実施されていること。

（２）原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に連絡すること。

（３）① 精液：

原則として、採精後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し陰性を確認すること。また、検査結果が判明するまでは、供給しないこと。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵：

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

※区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

３　豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

（１）移動する際の措置

① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。

② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

③ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

⑤ 複数の農場を経由しないこと。

⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
⑦　移動日を記録し、保管すること。

（２）焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

①　運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
②　死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
③　死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
④　家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

【留意事項 7066】疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

１　都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 28 日を経過した後に立入検査を行い、特定症状の有無等について確認すること。

２　１の立入検査時に飼養豚等について、次を確認すること。

（１）血清抗体検査（エライザ法）を実施し、陰性であること

（２）体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が１万個/μｌ 未満の個体について、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し、陰性であること

（３）（１）及び（２）の検査対象とする飼養豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭）。ただし、各豚舎から少なくとも無作為に５頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

２　移動制限区域内の周辺農場の検査

（１）発生状況確認検査

都道府県は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

①　臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、第４の２に掲げる臨床症状の有無について確認する。

②　血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

（２）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 17 日が経過した後に、（１）と同様の検査を行う。

【留意事項 71~~67~~】発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、抗原検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各豚舎から無作為に少なくとも５頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材すること。採材は、異常豚から行い、そのような豚等が必要頭数認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。また、検査の実施に当たっては、別紙１「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

（１）都道府県は、１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合は、直ちに次の措置を講ずる。

①　１の（２）の検査で陽性が確認された場合

第４の６の（２）の①の措置を実施するとともに、１の（２）の検査の結果及び第４の６の（２）の①の措置において実施した検査の結果について（遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても）、動物衛生課に報告する。

②　２の検査で異状又は陽性が確認された場合

第４の５の（２）により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。

（２）農林水産省は、都道府県から（１）の報告があった場合、直ちに次の措置を講じる。

①　農林水産省は、１の（２）又は２の検査の結果に基づき、第５の判定を行う。

②　農林水産省は、１の（２）又は２の検査の結果及び①において行う第５の２の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

４　検査員の遵守事項

１及び２の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

（１）発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１及び２の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。（２）車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。（３）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。（４）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。（５）立ち入った農場の豚等について１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

５　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定するとの連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第１の３の（２）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）都道府県は、（１）の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

~~**【留意事項 68】都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で勧告を行う場合の期間及び記載事項**~~

~~都道府県は、所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について文書の提示により勧告を行う場合には、次によること。~~

~~**１　期間**~~

~~１週間を原則とする。ただし、施設設備等が必要である場合等の理由により当該期間内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。~~

~~**２　記載する内容**~~

~~（１）法第 34 条の２第１項の規定による勧告をする旨~~

~~（２）改善すべき事項の内容~~

~~（３）（２）の内容ごとの具体的な改善方法~~

~~（４）改善すべき期限~~

~~（５）その他必要と認める事項~~

（３）都道府県は、（２）の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

~~**【留意事項 69】都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で命令を行う場合の期間及び記載事項**~~

~~都道府県は、所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について文書の提示により命令を行う場合には、次によること。~~

~~１　期間~~

~~１週間を原則とする。ただし、施設設備等が必要である場合等の理由により当該期間内に措置をとることが困難と認められる場合には、とるべき措置の内容に応じた合理的な期間とする。~~

~~２　記載する内容~~

~~（１）法第 34 条の２第２項の規定による命令をする旨~~

~~（２）勧告に従わなかった事実~~

~~（３）とるべき措置の内容~~

~~（４）措置をとるべき期限~~

~~（５）その他必要と認める事項~~

６　野生いのししにおける感染確認検査

都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

【留意事項 72~~70~~】野生いのししにおける感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径 10㎞ 以内の区域において、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、少なくとも 28 日間、原則として、遺伝子検出検査（ＰＣＲ検査又はリアルタイムＰＣＲ検査）を実施する。特に、半径３㎞ 以内の区域については採材を積極的に実施する。また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイムＰＣＲ検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、動物衛生課と協議の上、ＰＣＲ検査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、予防的ワクチン接種の状況等によっては、実施期間の「少なくとも 28 日間」については、動物衛生課と協議の上、短縮することができる。

第 13　緊急ワクチン（法第 31 条第１項）

１　豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

２　農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけるとと殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚熱については、法上、予防的

殺処分は認められていない。）。
（１）埋却を含む防疫措置の進捗状況
（２）感染の広がり（疫学関連農場数）
（３）環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）

３　農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
（１）実施時期
（２）実施地域（３）対象家畜
（４）その他必要な事項（豚熱の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

４　都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。

５　農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・検討を進める。

【留意事項 7371】緊急ワクチン接種用ワクチン受領書及び使用報告書

都道府県は、緊急ワクチン接種用ワクチンを受領した場合には、別記様式 11 による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式 12 により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

【留意事項 7472】緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等に関する事項

緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等については、次のとおりとする。

１　ワクチンの接種は、法第 31 条の規定に基づき実施し、原則として、接種区域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。

２　ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。また、注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。

３　未開梱のワクチンについては、動物衛生課と調整し返還する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

４　同一の農場又は畜舎に飼養されている全ての豚等に接種する。接種に際しては少なくとも１畜房ごとに注射針を取り替え、また、防疫服の交換又は消毒等により豚熱のまん延防止に留意する。

５　短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にはスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意し、その後、接種し、農場から移動する接種豚等から生まれた豚等については耳標等で確実に標識を付する。

第 14　家畜の再導入

都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施する。

併せて、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

【留意事項 7573】豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等の再導入を予定している場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

１　農場内の消毒を、と殺終了後１週間間隔で３回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。

２　農場内の飼料、豚等の排せつ物等に含まれる豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。

３　飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

【留意事項 7674】接種区域外における豚等の再導入に関する事項

接種区域外の農場が豚等を再導入する際には、次のとおり対応する。

１　モニター豚は、原則として、１豚舎当たり 30 頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。

２　都道府県は、モニター豚を導入した日から 14 日を経過した後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施する。

なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。

３　家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。

４　豚等の再導入に当たっては、都道府県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

【留意事項 7775】接種区域における豚等の再導入に関する事項

接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚等を導入することとし、ワクチン非接種豚等を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚等では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

１　環境検査の実施方法

（１）検査材料の採取場所

①　豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
②　堆肥舎
③　飼料置き場、飼料
④　死亡豚等保管場所
⑤　長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

（２）検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（堆肥舎等）50 か所程度採材する。

（３）検査方法

①　ＰＢＳで濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施。
②　採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。
③　拭き取り後のガーゼ等はＰＢＳ入り遠心管に懸濁し、ＰＢＳから遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~用の遺伝子を抽出する。

（４）遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別のＰＣＲ検査で判定する。

（５）個別の遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

２　環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

３　なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に

確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

第15　発生の原因究明

１　第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

２　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第２節　野生いのししにおける防疫対応

第 16　感染の疑いが生じた場合の対応等

１　豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第３－１の４の野生いのししの調査又は第 12 の６の野生いのししの感染確認検査の結果、野生いのししにおいて、豚熱ウイルス感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生いのしし（２において「感染疑い野生いのしし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、２の準備を進める。

また、あわせて、第４の５の（２）に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

２　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、１により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも３により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

（１）感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10 ㎞の区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認

（２）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）

（３）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認

（４）必要に応じ、消毒ポイントの設置場所の選定

（５）感染疑い野生いのししが確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

（６）感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10 ㎞以内の区域の農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導

（７）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

３　動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、１により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

【留意事項 7876】検体の送付

留意事項 38 に準じる。

第 17　病性の判定

農林水産省は、第 16 の１により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合

（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、都道府県で行う遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~等の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子解析の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の地域において、既に豚熱ウイルスに感染した野生いのししが確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

第 18　病性判定時の措置

1　関係者への連絡

（1）都道府県は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生いのししが確認された地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

① 当該都道府県内の豚等の所有者及び飼養衛生管理者
② 当該都道府県内の市町村
③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他の関係機関
⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 ~~79~~77】野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第 17 により、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径 10㎞ 以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局及び市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。

【留意事項 80】継続して豚熱陽性の野生いのししが確認されている場合の関係者への連絡

都道府県において継続的に豚熱陽性の野生いのししが確認されている場合には、防疫指針第 18 の１の（１）の関係者に対して、豚熱感染野生いのししの確認状況等を踏まえつつ、検査結果を地図に示すなど分かりやすく取りまとめた上で、定期的に情報提供することで差し支えない。

（2）（1）により情報を提供する際には、当該情報提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

（3）都道府県は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第 16 の２の（5）及び（6）に規定する者に連絡する。

2　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

（1）農林水産省は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定後、必要に応じ、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（2）農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関

係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

① （１）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

② （１）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生いのしし等の専門家

（３）都道府県は、（１）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、必要に応じ、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（４）都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

（５）農林水産省から派遣された（２）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、（１）の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

（６）都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。

（７）農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

（８）農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 8178】都道府県対策本部

留意事項 44 に準じる。

３　報道機関への公表等

（１）第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

（２）（１）による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。

（３）（１）による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。

（４）報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

① プライバシーの保護に十分配慮すること。

② 野生いのししが確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 8279】報道機関への公表

留意事項 45 に準じる。

【留意事項 8380】報道機関への協力依頼について

留意事項 46 に準じる。

第 19　通行の制限又は遮断（法第 10 条及び法第 25 条の２第３項）

１　都道府県又は市町村は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、当該野生いのししが確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、（１）又は（２）の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

（１）当該地点を中心とした半径３㎞以内の区域の豚等を飼養する農場に対し、発生予防対策のために１の措置を講じる場合：法第 10 条第３項に基づき、72 時間を超えない期間

（２）（１）と同じ区域において豚等を飼養する農場は無いが、ウイルスの拡散防止のために１の措置を講じる場合：法第 25 条の２第３項に基づき、ウイルスの浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間

２　野生いのししにおける感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。

３　家畜伝染病予防法施行令第３条又は第７条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第 20　移動制限区域の設定（法第 32 条）

１　移動制限区域の設定

都道府県は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10㎞ 以内の区域について、家畜等（７に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第２節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第 17 の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

２　移動制限区域の設定方法

（１）移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

（２）移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

（３）移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

①　移動制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

②　報道機関への公表等を通じた広報

③　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

３　豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第 23 の１の（２）の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

４　移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の特定症状の有無、死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

【留意事項 8481】移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、防疫指針第 20 の１の移動制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

１　法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無

（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の

位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
（３）死産した子豚の頭数
（４）分娩した子豚の頭数
（５）異常産した母豚の頭数
（６）農場から出荷した豚等の頭数
（７）農場に導入した豚等の頭数
（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

２　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

３　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

４　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

５　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

６　死亡獣畜取扱場、化製処理施設及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

７　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼料等は、野生いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

８　鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）について、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

５　移動制限区域の変更

（１）移動制限区域の拡大

野生いのししにおける感染の確認状況等から、移動制限区域外の豚等での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

（２）移動制限区域の縮小

野生いのししにおける感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域

の範囲を半径３㎞まで縮小することができる。

６　移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

７　移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた豚等

（２）移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って 21 日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに 21 日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（３）豚等の死体

（４）豚等の排せつ物等

（５）敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

８　移動制限の対象外

７の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第 23 の１の（２）の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

（１）と畜場に出荷する場合（と畜場に直接搬入する場合に限る。）

①　豚等の所有者は、原則１か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。

②　管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、出荷前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に全ての出荷予定の豚等の体温を測定するとともに、改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。

③　家畜保健衛生所は、②の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

④　③で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~）を実施すること。

⑤　③で異状がなければ、豚等の所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

⑥　また、家畜保健衛生所は、出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

（２）他農場へ生体の子豚や種豚等を移動する場合

①　豚等の所有者は、原則１か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。

②　原則として、都道府県内の移動とするが、当該都道府県外に移動する場合は

受入れ先の都道府県に確実に連絡すること。

③　原則として、全ての移動豚等について遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~で陰性が確認されていること。

④　移動先の農場で、少なくとも 21 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

（３）他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

①　精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し、陰性を確認すること。

②　受精卵

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

（４）豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

①　移動する際の措置

ア　移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

エ　原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

オ　複数の農場を経由しないこと。

カ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

キ　移動日を記録し、保管すること。

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア　運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。

イ　死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

ウ　死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

エ　家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

第 21　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

１　移動制限区域内の制限

（１）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

①　と畜場における豚等のと畜

②　家畜市場等の豚等を集合させる催物

③　豚等の放牧

（２）都道府県は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項 8582】家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

２　と畜場の再開

（１）再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

①　車両消毒設備が整備されていること。

②　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

③　定期的に清掃・消毒をしていること。

④　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

⑤　（２）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（２）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

①　作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

②　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

③　豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

④　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

⑤　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。

⑥　搬入した豚等について、と畜場法に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

⑦　搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

⑧　豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項 86~~83~~】豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、陽性であると判定された野生いのししが確認された地点を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第 22　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２）

１　都道府県は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、必要に応じて、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、第 17 により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場の周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

（１）山道・道路網の状況

（２）人・一般車両の通行量

（３）畜産関係車両の通行量

（４）山、河川等による地域の区分

３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、第 17 により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生いのししへの拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

【留意事項 8784】車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

１　消毒ポイントによる消毒

（１）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（２）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

２　消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消

毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

（１）畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

（２）一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

３　消毒ポイントの設置期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とするが、ウイルスの浸潤状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、適宜見直す。

４　正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

第 23　ウイルスの浸潤状況の確認等

１　ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第 17 の病性の判定前に実施することができる。

（１）野生いのししにおける検査等

都道府県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10㎞ 以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、抗原検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止を図る。

【留意事項 8885】野生いのししにおける検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第 23 の１の（１）の検査に当たっては、少なくとも 28 日間、原則として遺伝子検査~~ＰＣＲ検査又はリアルタイムＰＣＲ検査~~を実施する。特に、半径３㎞ 以内の区域については採材を積極的に実施する。また、必要に応じ、血清抗体検査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。なお、感染の拡大状況等によっては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも 28 日間」については、当面継続とする。

【留意事項 8986】野生いのし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止

都道府県は、国、専門家等の意見、当該区域の野生いのししにおけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）等を踏まえて、必要に応じて、野生いのししの捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、調査捕獲の調整、農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去、その他効果的な方法による対策を検討する。

（２）豚等における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、遺伝子検出検査~~ＰＣＲ検査~~及び血清抗体検査を実施する。

２　周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、１の（１）により検査された野生いのししが確認された地点の消毒

を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

【留意事項 9087】野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

ウイルスの拡散を防止するため、死亡した野生いのししや捕獲された野生いのししの適切な扱いについては、手引きを参照する。

３　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）都道府県は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第１の３の（２）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）都道府県は、（１）の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

~~**【留意事項 88】都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で勧告を行う場合の期間及び記載事項**~~

~~留意事項 68 に準じる。~~

（３）都道府県は、（２）の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

~~**【留意事項 89】都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で命令を行う場合の期間及び記載事項**~~

~~留意事項 69 に準じる。~~

第24　経口ワクチンの散布

国及び都道府県は、第３－１の４、第 12 の６又は第 23 の１の（１）の調査等の結果、既に野生いのししに豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと認める場合には、野生いのししにおける豚熱のまん延の防止及び農場へのウイルス侵入防止のため、市町村、猟友会等の関係団体と連携し、原則として、以下の措置を講ずる。

１　農林水産省は、野生いのししへのウイルスの浸潤状況等を考慮し、経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえて決定する。

２　農林水産省は、１により経口ワクチンの散布を決定したときは、経口ワクチンの使用方法、経口ワクチンの散布の効果・有効性の分析・評価方法等について記載した「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」（３において「実施指針」という。）を作成し、公表する。

３　都道府県は、実施指針に基づき、国、市町村、猟友会等の関係団体の協力を得て、経口ワクチンの散布に係る都道府県計画を策定し、有効的かつ効率的な散布を行う。

【留意事項 9190】経口ワクチンの散布等について

都道府県は、国、専門家等の意見を踏まえて、経口ワクチンの散布及び野生いのししの捕獲による生息密度の低減を実施し、必要に応じてその他効果的な方法による対策を検討する。

第４章　その他

第 25　その他

１　種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

２　農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

３　農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

４　都道府県は、豚熱が終息した後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、豚等の所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、豚等の再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

【参考】

（別紙１）

豚熱の診断マニュアル

豚熱ウイルス（CSFV）はフラビウイルス科ペスチウイルス属の一種で、同属の牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）やボーダー病ウイルス(BDV)と抗原的及び構造的に非常に類似している。豚熱（以下「本病」という。）に罹患した豚の臨床症状や剖検所見はウイルス株の違いや宿主である豚によって極めて多様である。BVDV や BDV といった反すう動物のペスチウイルスが豚に胎子感染した場合、豚熱と区別しがたい臨床症状を生じることもある。

本病は豚の発育ステージに関係なく伝染し、発熱、うずくまり、食欲減退、鈍麻、虚弱、結膜炎、便秘に次いで下痢、歩様蹌踉を主徴とする。発症後数日経つと耳翼、腹部、内股部に紫斑を生じる場合もある。急性経過の場合は、１週から２週以内に死亡する。臨床的に症状を示さないで突然死亡する場合は本病の症状はみられない。

ウイルス株の違いと同様に、豚の月齢や状態によっては、亜急性又は慢性経過となる場合があり、死亡までの経過は２週から４週、時として数か月となることがある。慢性経過では、発育の遅延、食欲不振、間欠発熱や間欠性の下痢がみられる。本病は免疫系に影響を及ぼし、発熱前の白血球減少症がよくみられ、そうした免疫抑制によって複合感染を起こしやすくなる。

急性の場合、肉眼的病理変化は普通みられないが、典型的な所見としてはリンパ節が赤く腫脹し、心外膜の出血、腎臓や膀胱、皮膚や皮下組織において出血がみられる。亜急性や慢性の場合、これらの所見に加えて、胃腸、喉頭蓋、喉頭の粘膜に壊死性あるいは”ボタン状”潰瘍がみられる。

組織病理学的所見では、リンパ組織の実質変性、血管結合織の細胞増殖、囲管性細胞浸潤を伴った非化膿性髄膜脳炎などの病変がみられるが、いずれも豚熱に特異的な所見ではない。

このように、本病は多様な臨床症状と病変を呈するものの、いずれも特異的な変化ではないため、臨床所見から診断することは難しく、アフリカ豚熱、離乳後多臓器性発育不良症候群（PMWS）、豚皮膚炎腎症症候群（PDNS）等のウイルス性疾患や敗血症を呈しているサルモネラ症、パスツレラ症、アクチノバチルス症、ヘモフィルス・スイス感染症と区別しにくい。

したがって、実験室におけるウイルス学的診断が最も重要となる。実験室では CSFV やその核酸あるいはウイルス抗原といった抗原側の要素を検出する直接的な方法とウイルス特異抗体を検出する間接的な方法を用いる。後者の抗体検出では、BVDV などの反すう動物のペスチウイルスとの交差反応の問題があり、急性の場合には特異抗体が検出される前に臨床症状を呈して死亡してしまうため、主に清浄性の監視に利用する。

Ａ　飼養豚等

Ⅰ　抗原検査

１　検査方針

本病を疑う症例の診断においては、迅速性及び検体処理可能数量を勘案すると、凍結切片の蛍光抗体染色による CSFV の抗原検出が最良である。したがって、本病を疑う豚１頭から採材した多臓器について検査を行うのではなく、本病を疑う多数の豚から扁桃を採材して本病ウイルス抗原証明に力点を置いた検査を実施すべきである。

また、蛍光抗体法によるウイルス抗原の検出と同時に、細胞培養によるウイルス分離及び生体がいる場合には血液を材料とした PCR 検査を開始する。ウイルス分離はウイルスが濃厚感染している場合、24 時間から 48 時間程度で判定が可能となるが、ウイルス量が少ないこともあるため、最低１週間は観察を続ける必要がある。ウイルス分離と並行して RT-PCR を実施し、ウイルスの存否を早期に確認することは有意義である。しかし、PCR は交差汚染（コンタミネーション）による疑陽性が出る可能性があり、また、増幅産物が他のペスチウイルスでないことを確認（後述）する必要があるため、最終的にはウイルス分離の結果を含めた総合判断を実施する。

なお、診断をスムーズに実施する為、ウイルス検査に用いる細胞の維持および管理、凍結切片の作製に用いるドライアイスの調達、クリオスタットの予冷等に関して事前に検討しておくことが好ましい。ドライアイスの調達が困難な場合は、n-ヘキサンを-80℃に保存しておくことで代替が可能である。

２　採材

（１）農場に到着後、臨床検査を行い、防疫指針第４の２の症状が確認され、豚熱が疑われる場合は、当該症状が認められた豚を優先的に採材し、病性鑑定を実施する。

（２）採材は、病性鑑定のため処分された豚又は死亡直後の豚から速やかに行うことが望ましい。また、剖検材料は生組織材料の採取を優先的に行い、残りの部分について病理組織検査のために組織固定用ホルマリンで保存する。生組織材料は扁桃（片側全て）、腎臓（髄皮質を含む。）及び脾臓（一部）とし、ウイルス分離用乳剤作製に用いるだけでなく凍結切片作製にも用いるため、組織構造を壊さないように留意して採材を行う。採取した材料は個体別に滅菌６穴プレート等に入れ、ビニールテープで蓋を固定し、密閉する。さらにビニール袋に入れ、冷蔵（氷冷）して検査室に持ち帰る。感染していた場合、生組織材料や血液には多量のウイルスが含まれ、使用した解剖・採材器具は多量のウイルスで汚染されるため、その取扱いにも十分注意する。

また、本病を疑う症状を示している豚が生存している場合には、血液（血清又は抗凝固剤加血液）も採取しておき、抗体検査や白血球数計数検査はもちろん、ウイルス分離及び PCR 検査の材料としても用いる。

３　凍結切片と乳剤の作製

凍結切片作製用材料は凍結融解することなく、新鮮な材料を用いる。それぞれの操作に際しては、卓上に消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

（１）生組織材料の処理

ア　凍結切片作製用に組織を１㎝× ５㎜（扁桃）あるいは１㎝× １㎝（腎臓、脾臓）程度の大きさで、それぞれ３個ずつ切り出す。

イ　乳剤作製用に残りの組織から１g 程度をシャーレに取り、秤量しておく。乳剤作製まで、氷冷下で保存する。

ウ　濾紙に豚番号・標本名を記入する。

エ　凍結切片作製用の組織を切断面を上にしてそれぞれ濾紙の上に載せる。この際、扁桃は陰窩の縦断面が、腎臓は尿細管上皮が、それぞれ切断面に出現するように注意する。

オ　組織片を載せた濾紙をピンセットで摘み、ドライアイス・アセトンで冷やした n-ヘキサン（-80℃程度）に浸け、急速凍結する。浸け過ぎると組織片が割れるので注意する。

カ　凍結したら素早くクリオスタット庫内に移すか、耐冷チューブに入れ、-80℃のディープフリーザーに保存する。

（２）凍結切片標本の作製

ア　（１）のカで凍結組織を耐冷チューブに入れた場合は、クリオスタット庫内で、耐冷チューブから組織片を取り出す。

イ　組織片をコンパウンドを使って検体台につける。

ウ　面出しをする。

エ　６μm の切片を作製する。

オ　シリコンコート処理済みスライドグラスに切片を取る。

カ　直ちにドライヤー冷風で乾燥する。

キ　冷アセトンで 10 分間、固定する。

ク　風乾し、スライドグラス標本とする。

（３）ウイルス分離及び PCR 検査のための乳剤の作製（ホモジナイザーや細胞破砕装置等を用いて作製しても可）

ア　（１）のイの組織片を乳鉢に入れる。

イ　乳鉢内で組織片をハサミで細切りする。

ウ　けい砂を適量加え、乳棒で細切片を軽く擦りつぶす。

エ　秤量した組織片が 10%w/v となるように培養液を入れ、よく乳化させる（例えば組織片が１g のときは９ml の培養液を加える）。

オ　乳化した組織片を遠心管に移す。

カ　3,000r.p.m.、15 分間の冷却遠心を行う。

キ　上清を小試験管に移して、10%乳剤とする。

４　ウイルス分離（カバースリップの代わりにチャンバースライド等を用いても可）

カバースリップ標本を作製するため、カバースリップに細胞シートを形成させてから乳剤を接種するが、細胞の培養に用いる牛胎子血清は BVDV 抗体陰性のものを使用する。また、ウイルスと中和抗体が共在する個体では乳剤からのウイルス分離が陰性となる場

合があるので、希釈した乳剤（後述）も併せて接種する。乳剤を接種後、カバースリップ上の細胞を経日的に取り出し、冷アセトンで固定し、蛍光抗体法により細胞質内の本病ウイルス抗原を検出する。観察期間は少なくとも１週間は必要であるが、乳剤中のウイルス量が少なく、３日目に観察するカバースリップ上の細胞シートに特異蛍光が観察されなければ、別の６穴プレートにカバースリップを入れ、培養細胞を準備する。４日目も特異蛍光が観察されなければ、当該カバースリップの培養上清を前日に準備した培養細胞に接種し経代培養する。５日目から７日目までは、この培養細胞のカバースリップについて観察する。

なお、それぞれの操作に際しては、消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

（１）培養細胞の準備

ア　ウイルス分離には CPK 細胞（Ⅱの４の CPK-NS 細胞とは別の細胞であることに注意する。）を用いることとし、面積比で３倍に継代する。

イ　６穴プレートの各穴にカバースリップ（６×18 ㎜）を３～４枚ずつ重ならないように入れる。

ウ　細胞浮遊液３ml を各穴に入れる。この際、カバースリップが浮遊して、重なることがあるので注意する。

エ　37℃で一晩培養する。

オ　翌日、細胞シートが形成されていることを確認してから使用する。

（２）乳剤接種とカバースリップ標本の作製

ア　少なくとも扁桃乳剤については、0.45μm のフィルターで濾過する。この際、あらかじめグラスフィルターを通しておくと目詰まりが防げる。

イ　乳剤や血液の希釈列（原液及び 10 倍又は 100 倍希釈を使用）を作製し、（１）のオの細胞シートに 0.2～0.3 ml 接種する（接種材料の原液は少なくとも検査終了時までは保存する。）。

ウ　ウイルス吸着のために１時間静置する。その間 15～20 分の間隔でティルティング操作を行う。

エ　PBS－又は培地で細胞面を洗浄する。

オ　5%血清添加培養液を添加し、37℃で培養する。なお、添加する血清は BVDV 抗体陰性の牛胎子血清を用いなければならないが、馬血清で代用することも可能である。この場合、あらかじめ馬血清で CPK 細胞が培養可能かチェックしておくこと。

カ　経日的にカバースリップを取り出し、PBS-で洗浄後、冷アセトンで 10 分間固定する。

キ　風乾し、カバースリップ標本とする。

５　蛍光抗体法

３の（２）のクのスライドグラス標本及び４の（２）のキのカバースリップ標本の蛍光染色には、市販の豚熱診断用蛍光抗体を用いる。扁桃の凍結切片においてはウイルス抗原陽性の場合、陰窩上皮細胞に特異蛍光が観察され、蛍光は細胞質のみ（核は黒く抜ける）に認められる。一方、カバースリップ標本においては、ウイルス分離陽性の場合、

標本全体又は一部分の細胞に特異蛍光が観察され、スライドグラス標本同様に細胞質内に特異蛍光が認められる。標本全体の細胞か、一部分の細胞かは接種材料中のウイルス量の違いによるものであり、ウイルスが少ない場合は、ウイルス感染細胞は培養時間の経過とともに巣状に増加し、フォーカスを形成する。検査結果の判定はこのフォーカス形成時期が一番容易であるので、経日的な観察が必要となる。いずれかの標本を染色する場合にも、抗原の陽性対照としてあらかじめ作製・保存しておいた GPE-ワクチン株感染カバースリップ標本を同時に染色すると、診断用蛍光抗体や蛍光顕微鏡がうまく働いていることが確認でき、かつ判定しやすくなる。なお、蛍光抗体染色法の詳細については豚熱診断用蛍光抗体に添付されている説明書に記載されているので参照する。

６　RT-PCR【修正予定】

被検材料としては、２の（２）の血液材料、３の（３）のキの 10%乳剤又はウイルス分離中の培養上清を用いる。また、交差汚染が起きた際の判別を的確に行うため、次とおり２種類の陽性対照試料を用いた手法で検査を実施する。ただし、（１）の②の陽性対照試料が確保できない等の場合には、７により CSFV ワクチン株（GPE-株）を陽性対照試料とした従前法により検査を実施する。

なお、精液を検査する場合においても同様の手法により検査することは可能であるが、材料が原液である場合には、精液用希釈溶液、PBS あるいは生理食塩水により市販されている精液と同程度に希釈（50 倍希釈）するよう注意すること。

（１）陽性対照試料

①　陽性対照試料１：BVDV 培養上清

BVDV１型又は２型の培養上清を用いる。当該試料は、披検材料と同様に RNA 抽出を行い、PCR 反応までの検査の成否を判定するための陽性対照試料とする。

②　陽性対照試料２：CSFV（GPE-株）改変 DNA

動物衛生研究部門より配布される DNA を用いる。当該試料は、PCR 反応から制限酵素処理までの検査の成否を判定する陽性対照試料とする。

（２）RNA の抽出

市販の RT-PCR のための RNA 抽出キットが簡便であり、操作も容易である。抽出材料は血液、乳剤や培養上清等があり、材料に適したキットを選択する。抽出材料はウイルス分離材料の調整段階でウイルス分離用とは別のマイクロチューブに必要量（キットにもよるが、50～400μl の範囲）を分注しておくと、凍結融解によって感染価が低下する心配がない。また、、変性剤を添加して混和するまで、材料は感染性があるものとして取り扱わなければならない。

なお、RNA の抽出には陽性対照試料１についても必ず行うこと。当該試料は適当な容量ごとにチューブ等に分注し、凍結して保存しておくことが望ましい。

（３）RT-PCR

市販の RT-PCR キットが簡便である。特に RT 反応と PCR 反応を続けて行えるワン・チューブ方式のものが便利な上、操作や交差汚染の問題を軽減できる。ただし、市販キットの中には PCR 反応後の産物のキャリーオーバーによる交差汚染を防ぐ目的で、UNG 酵素（Uracil-N-Glycosylase）を添加したものがあるが、本酵素は、交差汚染リスク

を減少させる効果が期待できる一方で、PCR 反応後の遺伝子解析（制限酵素処理やシークエンス解析等）には不向きであることを留意すること。ウイルスの存否を知る検出を目的とした検査の場合、標的領域は 5'側非翻訳(5'-NTR)領域を用いる。ただし、5'-NTR 領域は遺伝子の保存性が高く種々の CSFV 株の検出が可能であるが、BVDV 等の他のペスチウイルスも検出するため、検出した PCR 産物の詳細な解析等が必要となる。

なお、陽性対照として陽性対照試料２を、陰性対照として PBS をそれぞれ置くこととするが、交差汚染の危険性があるため、施設やバイオセーフティの観点からも陽性対照の取り扱いには十分に注意しなければならない。

ア　プライマーとアニーリング温度

Š.Vilček ら（Arch.Virol,136:309-323,1994)による上流プライマー「324」及び下流プライマー「326」が CSFV 検出の目的には適している。いずれも Tm 値が 56.5℃であるので、PCR 反応のアニーリング（対合）は 55～57℃で行う。ディネーチャー（変性）温度、エクステンション（伸長）温度並びにそれらの時間やサイクル数は使用するキットに従い設定する。

【プライマーの配列】

上流プライマー「324」	5'-ATG CCC (T/A)TA GTA GGA CTA GCA-3'
下流プライマー「326」	5'-TCA ACT CCA TGT GCC ATG TAC-3'

【反応液の組成】Invitrogen 製 SuperScriptⅢ One-step RT-PCR kit の使用例

２×Reaction Mix	12.5μl
324 Primer (10pmol/μl)	0.5μl
326 Primer (10pmol/μl)	0.5μl
Enzyme Mix	1.0μl
DW	8.0μl
Sample	2.5μl
Total	25.0μl/tube

【PCR 反応条件】

55℃　30min
94℃　2min

⇒

94℃　15sec
55℃　30sec
68℃　20Sec
} 35 Cycle

⇒

68℃　5min
15℃　∞

イ　アガロース電気泳動と制限酵素処理

CSFV であれば、およそ 280bp（多くは 284bp）の PCR 産物が産生される。産物は１～２%アガロースゲルで電気泳動し、紫外線照射下で観察・写真撮影する。

BVDV など他のペスチウイルスでもおよそ 280bp の産物が産生されるため、アガロース電気泳動上では CSFV か、BVDV かは区別できない。確実に識別するためには塩基配列の決定とその遺伝子解析が必要であるが、制限酵素で消化すると、アガロース電気泳動により程度判別できる。

また、本マニュアルによる手法は、制限酵素処理により交差汚染の有無を確認することが可能である。制限酵素は、*Bg*/Ⅰと *Ecd*RⅤを用い、以下に示す反応液の組成等を参考に実施する。

CSFV の場合(処理前の PCR 産物は 284bp)、*Bg*/I でのみ切断され、処理前と比較してサイズが小さくなり、処理後はおよそ 243bp となる（制限酵素によりおよそ 41bp の断片が切り出される）。

一方で、陽性対照試料１の BVDV にあっては、*Bg*/Ⅰ及び *Ecd*RⅤのどちらでも切断されないことから、処理後も処理前と同様に 284bp となる。

また、陽性対照試料２の DNA にあっては、*Bg*/Ⅰ及び *Ecd*RⅤの両方で切断されることから、処理後のサイズは豚熱ウイルスより小さく 144bp となる（制限酵素によりおよそ 41bp と 99bp が切り出される。）。

【反応液の組成】*Bg*/Ⅰ及び *Ecd*RⅤを用いた処理

PCR 反応液	5.0μl
10×high buffer	2.0μl
Bg/Ⅰ	0.5μl
*Ecd*RV	0.5μl
DW	12.0μl
Total	20.0μl/tube

【制限酵素処理の反応条件】

37℃　60min

※市販の制限酵素処理の至適温度に従う。

７　検査結果の取扱い

凍結切片やウイルス分離等において、陽性と思われる所見が得られた場合は、防疫指針第４の６に基づき対応する。

Ⅱ　抗体検査

１　検査方針

急性経過をとる豚熱の場合、抗体を生じる前に死亡することが多く、臨床検査による摘発が重要となる。一方、慢性経過をとる豚熱の場合、明瞭な症状がみられず、臨床検査による摘発は困難であるが、罹患豚の多くは抗体を産生するため、抗体検査による摘発が可能である。また、抗体検査は蛍光抗体法と異なり、生前検査として実施できることから、清浄性確認のための監視検査の一つとして有用である。野外ウイルス感染の場合、水平感染による病原体の拡散は容易に起こるので、抗体陽性豚と疫学的関連のある豚の抗体検査を実施することにより、豚群として抗体検査を評価する。また、本病生ワクチンを接種した豚は生涯にわたり CSFV に対する抗体を持ち続けることから、ワクチンを使用した際にはこの点にも留意して評価を行う。

抗体検査は採材後直ちに実施することを基本とし、その結果から野外感染が疑われる場合には、速やかに本病の確定診断（抗原検査）を実施する。

２　被検血清の調整

採取した血液からは速やかに血清を分離し、ウイルス分離等抗原検査用の生血清を取り分けた上で、抗体検査に供する血清は、確実に非働化（56℃、30 分の加熱処理）を行う。残余や直ちに使用しない血清は-20℃で凍結保存する。なお、生血清は、ウイルス汚染の可能性も考慮し、密封容器に入れ、-80℃で保存する。

３　酵素免疫測定法（ELISA）

市販のエライザキットを用い、操作及び判定は添付の使用説明書に従う。中和試験のように生ウイルスを取り扱わないので、安全で速やかに結果が得られることから、今後は本法を抗体検査の中心とする。

４　中和試験

中和試験の指示ウイルスとして、ワクチンウイルスの GPE-株を使用し、培養細胞は無血清培地に適応した細胞の豚腎臓由来株化細胞（CPK-NS 細胞）を用いる。このウイルスと培養細胞の組合せによって、細胞変性効果（CPE）を指標に中和抗体価が判定できるが、CPK-NS 細胞は CSFV を増殖させる能力が低いため、ウイルス分離や指示ウイルスストック作製には不向きである。また、ワクチンウイルスといえども生ウイルスを扱うことから、培養細胞や検体への汚染に注意するとともに、実験室外への漏出防止等の管理徹底を図る必要がある。

（１）無血清培養細胞の培養

中和試験には無血清培養液で増殖可能な CPK-NS 細胞を用いる。この細胞の継代維持には再利用品ではない新品のプラスチック培養フラスコを使用する。密栓（フラスコの蓋を固く締めて）培養すること、及び継代時の細胞分散液（トリプシン溶液）の除去に、遠心・洗浄操作を最低２回繰り返すこととの他は、通常の継代維持と変わらない。したがって、通常７日間隔で細胞面の面積比３倍で継代維持を行う。なお、25cm^2（75cm^2）の場合は、15mL（45mL）に浮遊させ、5mL（15mL）ずつ分注し、培養する。

[無血清培養液の作製方法]

イーグル MEM・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9.4 g（製品指示量）
TPB（Tryptose Phosphate Broth）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.95 g
BES（N, N-Bis(2-hydroxyethyl)-2-aminoethanesulfonic acid）・・・2.13 g
Bacto Peptone・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5.0 g

上記試薬を秤量し、１リットルの純水又は超純水に溶解し、121℃、20 分でオートクレーブする。室温まで冷却後、別途準備した 3% L-グルタミン及び 7.5%重曹をそれぞれ 10 mL 及び 30 mL ずつ添加し、使用液とする。

ア　培地を除去し、細胞面を除去した培地の２倍～３倍量の PBS-で１回洗浄する。

イ　細胞はトリプシン溶液を用いて消化（通常、10 分～30 分程度）し、少量の培地を加えてから、ピペッティングによって細胞を十分に分散させた後、使用したトリプ

シン溶液の10倍量の培地で浮遊させる。

ウ　細胞浮遊液を遠心管に回収し、遠心（1,000r.p.m、５分）する。遠心後、上清を除去し、再び培地を加え細胞を浮遊させる。

エ　再度遠心（1,000r.p.m.、５分）し、上清を除去する。

オ　元の細胞面の３倍比となるように、培地に再浮遊させた後、プラスチック培養フラスコに細胞浮遊液を分注する。

カ　プラスチック培養フラスコの蓋を固く締めて 37℃で静置し、細胞は７日後に再び継代するか、又は中和試験に供する。細胞継代は４日目ぐらいで可能であるが、細胞数が少ないため、３倍比では継代できないので注意する。

（２）中和試験

中和試験の指示ウイルスとしては、ワクチン株（GPE-株）を用いる。このワクチンウイルスはCPK-NS細胞ではCPEを起こすものの、ほとんど増殖はしないため、中和試験用の指示ウイルスストック作製にはウイルス分離の際同様、CPK細胞（Ⅱの４のCPK-NS 細胞とは別の細胞であることに注意する。）を用いる。培地には５%血清添加したものを使用する。ウイルスストック作製以外のウイルス力価及び中和力価の測定には無血清培地を用いたCPK-NS細胞を使用する。

ア　ウイルス液の調整法

（ア）シートになったCPK細胞に多重感染度（M.O.I）約0.1で接種し、ウイルス吸着のために１時間静置する。その間15～20分の間隔で、ティルティング操作を行う。

（イ）PBS-又は培地で細胞面を洗浄する。

（ウ）５%血清添加培養液を加え、37℃で培養する。

（エ）開放培養の場合、培養後４、５日目に培養上清を遠心管に回収する。回収前に顕微鏡で観察すると、ウイルス増殖によって軽い細胞変性効果（CPE）が認められるものの、より確実にウイルス液の回収適期を調べるためには、ウイルス分離同様にウイルス接種する細胞にあらかじめカバースリップを入れておき、無菌的にカバースリップを回収して蛍光抗体法によって抗原が細胞シート全体に広がっていることを確認する。回収した培養上清は遠心（1,000r.p.m.、５分）し、浮遊している細胞を除去する。

（オ）遠心上清をさらに3,000r.p.m.で15分の遠心によって細胞片を除去し、0.5mlずつ小分注する。分注したウイルス液は-80℃に保存し、凍結融解したウイルスの力価を測定する。

イ　ウイルス力価の測定方法

（ア）CPK-NS 細胞をトリプシン消化し、２回の遠心洗浄操作を行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の無血清培地に再浮遊させる。

（イ）測定したいウイルス液を無血清培地で10倍階段希釈する。

（ウ）96穴マイクロプレートに希釈したウイルス液を各穴100μlずつ入れる。

（エ）調整した細胞浮遊液を各穴 100μl ずつ入れ、37℃の炭酸ガス培養器内で７日間培養する。

（オ）細胞表層に観察されるCPEを指標に、ウイルス力価（$TCID_{50}$）を求める。

ウ　中和抗体測定方法

（ア）非働化済みの被検血清 50μL を 96 穴マイクロプレートに入れ、無血清培養液 50μL で２倍階段希釈し、16 倍希釈までの各穴 50μL の４管（２倍～16 倍）希釈列を２列作製する。この際、ウイルスを接種しない細胞対照用及びバックタイトレーション用にそれぞれ無血清培養液 100μL 及び 50μL ずつ入れた穴も用意する。

（イ）96 穴マイクロプレートに 100μL 当たり 200 $TCID_{50}$に調整したウイルス液を 50μL ずつ血清希釈列に接種する。同時に調整したウイルス液の 10 倍階段希釈列を無血清培養液 50μL を入れた穴に各穴 50μL ずつ接種し、バックタイトレーションする。

（ウ）プレートを攪拌後、37℃の炭酸ガス培養器内で１時間感作させる。

（エ）感作中に CPK-NS 細胞をトリプシン溶液で消化し、２回の遠心・洗浄操作を行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の培養液に再浮遊させる。

（オ）細胞浮遊液を各穴 100μL ずつ入れ、37℃の炭酸ガス培養器内で７日間培養する。

（カ）細胞表層に認められる CPE を指標に中和抗体価を求める。

５　検査結果の取扱い

酵素免疫測定法又は中和試験によって、陽性又は疑陽性の所見がみられた場合には、防疫指針第４の６に基づき対応する。

Ｂ　野生いのしし【修正予定】

野生いのししの検査においても、本マニュアルを準用する。

なお、野生いのししの検体は、特に豚等の検体と交差汚染しないよう注意が必要であることから、PCR 反応後に電気泳動が不要であり、多検体処理が可能であるリアルタイム PCR 検査の活用も検討する。

リアルタイム PCR 検査の実施に当たっては、市販のキットが簡便である。ただし、リアルタイム PCR 検査はコンベンショナル PCR 検査に比べ、感度が落ちることが確認されているため、豚等を診断する際に用いず、サーベイランスとして実施する野生いのししの調査に限って使用することとする。また、リアルタイム PCR 検査では、制限酵素による CSFV とその他ペスチウイルスとの判定ができないことから、野生いのししの初発事例で陽性が確認された場合等は、コンベンショナル PCR 検査及び動衛研で実施するシークエンスで確定診断を行うこと。さらに、リアルタイム PCR 検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で強く豚熱が疑われる場合には、コンベンショナル PCR 検査を実施すること。

※　リアルタイム PCR 検査で使用する市販キットは、複数の蛍光色素を使用したプローブ法により被検材料の検出を行うもので、陽性対照試料、インターナルサンプルコントロールにより試験の成立及び結果を判断でき、また、ワンステップで、かつ、下記の反応条件により実施するものを推奨する。

逆転写：50℃で 15 分を１サイクル

変　性：95℃で１分を１サイクル

増　幅：95℃で 15 秒及び 60℃で 30 秒を 45 サイクル

（別紙２）

豚の評価額の算定方法

１　肥育豚

（１）評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 ＋ 肥育経費（１日当たりの生産費×飼養日数）

（２）素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する

② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の 100 分の９を乗じて算定する。

③ １日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間（平均販売月齢）で除した費用に 100 分の 50 を乗じた前期１日当たり生産費（生まれた日から 70 日齢まで）及び 100 分の 130 を乗じた後期１日当たり生産費（71 日齢から出荷されるまで）を算定する。

④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕１日当たり生産費（平成 23 年度畜産物生産費調査）

● 産み落とし価格（全国平均）

全算入生産費 31,903 円×豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% ＝ 2,871 円

● 肥育豚の１日当たり生産費（全国ベース）

（全算入生産費 31,903 円－産み落とし価格 2871 円）÷（肥育期間 6.4 か月×30.4 日）

＝ 149 円

・前期１日当たり生産費（0～2.3 か月齢） ：1 日当たり生産費の 50%＝75 円

・後期１日当たり生産費（2.3～6.4 か月齢）：1 日当たり生産費の 130%＝194 円

【例】肥育豚を出荷時（6.4 か月齢）で評価

〔100 日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格※　　１日当たりの生産費×飼養日数

15,220 円 ＋（194 円 ×（6.4 か月－3.3 か月）×30.4 日） ＝ 33,503 円

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

〔繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格　　１日当たりの生産費×飼養日数

2,871 円 ＋ （（75 円×2.3 か月）＋（194 円×4.1 か月））×30.4 日＝ 32,295 円

肥育豚

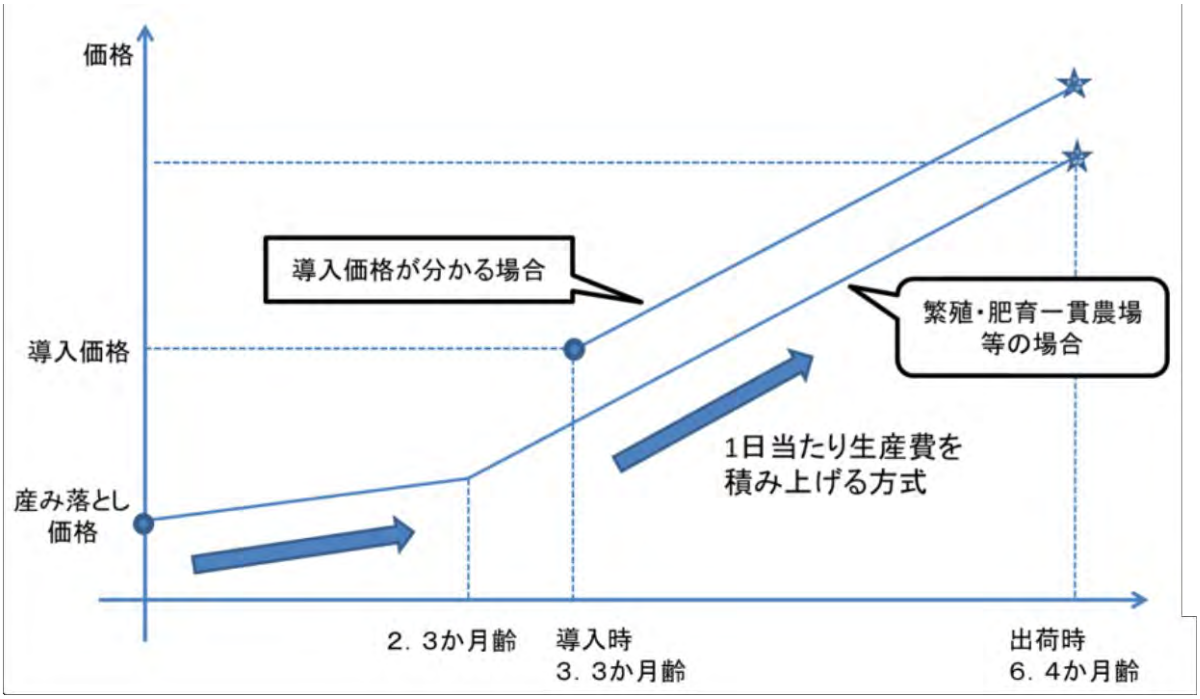

２　繁殖雌豚

【繁殖雌豚（未経産）】

（１）評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 ＋ 育成経費（１日当たりの生産費×飼養日数）＋　受胎加算金

（２）素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

①　導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。

②　導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近１年間のもの）とする。

③　１日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の１日当たりの生産費を利用する

④　飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

⑤　受胎している場合には、受胎分として母豚価値の２割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

（１）評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／１００　＋　受胎加算金

（２）初産時基準価格及び評価指数の算定方法

①　初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 ＋平均初産月齢までの育成経費（１日当たりの生産費×飼養日数）

なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。

② 評価指数は、初産時の評価を１００とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。

③ １日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の１日当たりの生産費を利用する。

④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の２割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）

各都道府県が同様のものを独自に保有している

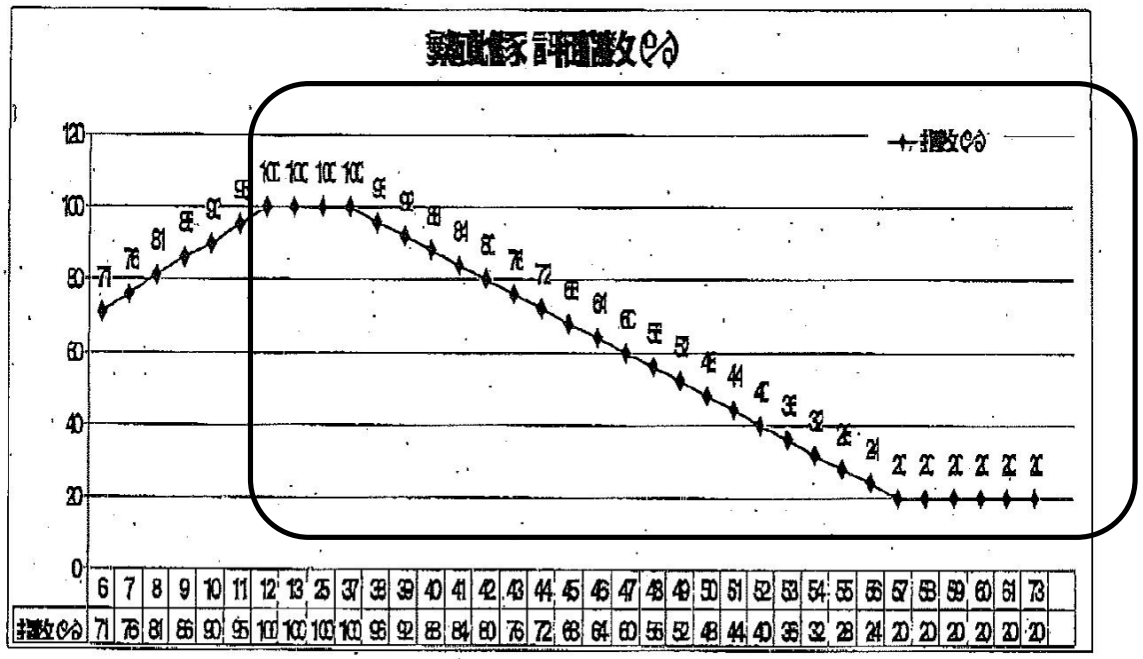

【例】繁殖雌豚を初産時（約 12 か月齢）で評価

導入価格 （１日当たりの生産費×飼養日数） 妊娠加算分

{55,280 円(繁殖用雌豚(雑種) 平均購入価格) +194 円×(12 か月−3.3 か月) ×30.4 日} ×1.2

＝ 127,779 円

（留意事項）

別記様式１～別記様式 12（別添参照）